

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED] 福祉事務所長

上記審査請求人から平成 29 年 3 月 23 日付けで提起された上記処分庁の生活保護申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付け [REDACTED] 第 [REDACTED] 号でした生活保護申請却下処分を取り消す。

事 実

処分庁は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 28 条第 5 項の規定に基づき平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付け [REDACTED] 第 [REDACTED] 号で保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで審査請求人宛て通知した。

審査請求人は、本件処分を不服として、法第 64 条の規定により、茨城県知事に對し審査請求に及んだものである。

理 由

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分の取消しを求め、おおむね次のとおり主張した。

- (1) 生活に困窮したため処分庁に対し保護の開始を申請した。
- (2) 一般検診は何度も病院で受けているが、処分庁は、検診命令に従わないことから、保護を適用しないと決定した。適職が見つかるか、又は普通の年金がもらえるようになるまでの間、保護を受けたいというのは、決して無理な要求ではないと考え、審査請求に及んだ。
- (3) [REDACTED] は過去に 2 回あり、いずれも、職業を探したが見つからず、生活に困窮し、過労と栄養失調が原因でなったものである。2 回とも、[REDACTED] を受診した。1 回目は昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月下旬から [REDACTED] 月上旬までにかけてであり、2 回目は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月下旬から [REDACTED] 月上旬までにかけてであるが、いずれも、薬により約 2 週間で治すことができた。

今回が 3 回目となるが、[REDACTED] 等で一般検診を受けており、どこにも異常はなく、食欲も非常にある。

(4) 処分庁の弁明書に記載された経緯等については、処分庁の職員等が勝手にやっていることである。

2 処分庁の弁明

処分庁は、本件審査請求の棄却を求め、おおむね次のとおり主張した。

(1) 平成●年●月に審査請求人から保護について相談を受けた。また、同年●月以降、審査請求人の●からも相談を受けた。審査請求人は、●の疑いがあり、医師から●検診を受けるよう指導されているが、拒否しているとのことであった。処分庁職員からは、●検診を受けるよう指導し、また、保護の開始の申請があった際には、検診を受けるよう命ずる必要があり、受診しない場合は、申請の却下もあり得ることを伝えた。

(2) 平成●年●月●日、審査請求人から保護の開始の申請があった。

(3) 同月●日、審査請求人の主治医である●の医師（以下「主治医」という。）に、●検診について問い合わせたところ、当該検診は指定を受けた病院でなければ行えないとの回答があり、その病院として●を紹介されたので、審査請求人が●において同月●日●時●分に●検診（●）を受けるための予約をした。

(4) 同月●日、審査請求人に対し、同月●日に●において検診を受けるよう命ずる検診命令書を手渡した（以下「本件検診命令」という。）。

本件検診命令を行った理由は、次のとおりである。

ア 審査請求人については、医師の診断による病状や稼働能力の把握を行う必要があったため、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の4（1）アの「保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。」に該当する。

イ 審査請求人については、●制度の利用又は医療扶助の実施の可能性が想定でき、この点を明らかにする必要があったため、局長通知第11の4（1）ウの「医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。」に該当する。

ウ このほか、審査請求人については、病状や稼働能力のほか、明らかでない点があったため、局長通知第11の4（1）クの「その他保護の決定実施上必要と認められるとき。」に該当する。

なお、本件検診命令について局長通知第11の4（1）の嘱託医の意見を徵したのは、同年●月●日である。

(5) 同月●日●時頃、●に電話で確認したところ、審査請求人は検診を受けていないとの回答があった。

(6) 同月●日、処分庁の職員が審査請求人宅を訪問し、検診を受けなかった理由を尋ねたところ、いかなる理由があっても検診は受けない、受けるぐらいなら保護はいらないとの回答があった。処分庁の職員は、審査請求人に対し、審査請求人の稼働能力を把握するため、主治医に対し病状調査を行うこと等を説明

勝手に

年5月
貧血の
拒否し
よう指
る必要

「治医」
は指定
中央病
10分に
診を受
）。

行う必
年4月
（1）

いがあ

施の可
能11の
状に疑

でない
施上必
を徹し

求人は
た理由
いなら
、審査
を説明

した。

(7) 同年●月●日、主治医に対し、審査請求人の病状調査を行った。主治医からは、審査請求人は●●●●●であり●●●●●の疑いがあること、●●●●●検診を受け病名をはっきりさせないと●●●●●を治療するための処方ができないため対処療法として●●●●●を行っていること、適切な治療を行えばある程度の改善見込があるので●●●●●検診を受ける必要があること、現状では就労が困難であること等の説明があった。

(8) 同月●日、ケース診断会議を開催し、審査請求人が上記（4）の検診命令に従わなかったことから、法第28条第5項の規定により、上記（2）の申請を却下することを決定した。

なお、申請を却下する決定に際しては、審査請求人には年金収入があり、また、審査請求人の●からの金銭的援助が見込まれたので、直ちに急迫する状態とは考えにくいことを考慮した。

(9) 同月●日、処分庁は、審査請求人の保護の開始の申請を却下することを決定し、同月●日、処分庁の職員が審査請求人宅を訪問し、経緯を説明した上で、審査請求人に同月●日付け却下通知書を手渡した。

(10) 法第28条第1項の規定により、保護の実施機関は、保護の決定のため必要があると認めるときは、当該要保護者に対し、指定する医師の検診を受けるべき旨を命ずることができることとされている。

また、法第60条の規定により、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならぬこととされている。

審査請求人は、病状調査において主治医が指摘するとおり、検診を受け病名をはっきりさせることにより、治療のための処方ができ、治療をすればある程度の改善の見込があるにもかかわらず、これらを一切拒否していることから、法第60条の規定に違反していることは明らかであり、この状態では、処分庁が審査請求人に対し保護を決定することの妥当性を判断できないため、審査請求人に係る事実、状況等を確認すべく、上記（4）の検診命令をしたことは正当である。

(11) 上記（4）の検診命令に違反することが法第28条第5項の規定により申請を却下できる事由に該当することは明らかであるため、本件却下処分は正当である。

3 審査庁の判断

(1) 法令の規定等について

ア 法

法第28条第1項において、「保護の実施機関は、保護の決定・・・のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保

護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」とされている。

また、同条第5項において、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立ち入り調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」とされている。

なお、法第84条の5及び別表第3において、法第28条第1項及び第5項の規定により処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務（以下「第一号法定受託事務」という。）であるとされている。

イ 局長通知

局長通知第11の4（1）において、「次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴すこととし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁の技術的な助言を求める。ア 保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。イ 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。エ 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。オ 介護扶助の実施に当たり、医学的判断を要するとき。カ 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。ク その他保護の決定実施上必要と認められるとき。」とされている。

また、局長通知第11の4（6）において、「検診命令に従わない場合において必要があると認めるときは、法第28条第5項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行うこと。」とされている。

ウ なお、局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に規定する法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」という。）であるとされている。

（2）本件処分について

ア 処分庁は、平成●年●月●日、本件検診命令を行ったものの、審査請求人がこれに従わなかったことを理由として、同年●月●日、本件処分を行ったことが認められる。

イ しかし、上記2（4）のとおり、処分庁が嘱託医から本件検診命令に係る意見を徴したのは、平成●年●月●日であり、処分庁は、本件検診命令に当たり、局長通知第11の4（1）のとおり事前に嘱託医から意見を徴しなかつ

たことが認められる。

上記（1）アのとおり法第28条第1項及び第5項の規定により処理することとされている事務は第一号法定受託事務であり、上記（1）イのとおり局長通知は法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であるとされているところ、地方公共団体は法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準に基づき事務を処理することが法律上予定されていると解されていることから（松本英昭著「新版 逐条地方自治法＜第9次改訂版＞」1175ページ），処分庁が本件検診命令に当たり局長通知第11の4（1）のとおり事前に嘱託医からの意見を徴しなかったことは、不当であるといわざるを得ない。

処分庁は、同年3月7日、嘱託医から本件検診命令に係る意見を徴しているが、事後的に嘱託医から本件検診命令に係る意見を徴したからといって、本件検診命令に至る手続が局長通知に則した適当なものになるとはいひ難い。

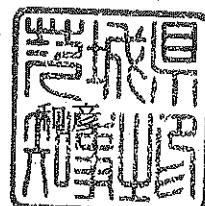
ウ したがって、不当な手続を経て行われた本件検診命令に従わなかったことを理由として行われた本件処分もまた、不当であるといわざるを得ない。

エ なお、念のため付言すると、本件処分を取り消すべきとの判断は、アないしウのとおり、専ら本件検診命令に係る手続が局長通知第11の4（1）に則していないことを理由としたものであって、審査請求人について検診命令を発する必要性の有無について判断したものではない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成30年1月12日

茨城県知事 大井川



（不服申立てに係る教示）

1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に、厚生労働大臣に対し、再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して1月以内であっても、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、再審査請求をすることができなくなります。

（裁決の取消しの訴えに係る教示）

2 この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決があつた日の翌日から

起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

